

公益社団法人かしま青年会議所定款

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、公益社団法人かしま青年会議所（KASHIMA Junior Chamber Incorporated）と称する。

(事務所)

第2条 本会は、事務所を茨城県神栖市に置く。

(目的)

第3条 本会は、地域の青年が地域社会、経済及び文化の振興を図る為に各種の社会経済文化事業を行うと共に、会員の資質の向上と相互の連携に努めるほか、国内外の関係諸団体との協力を促進し、もって地域社会及び日本の発展並びに世界の繁栄と平和に寄与することを目的とする。

(運営の原則)

第4条 本会は、特定の個人又は法人その他の団体の利益を目的としてその事業を行わない。

2 本会は、これを特定の政党のために利用しない。

(事業)

第5条 本会は、第3条の目的を達成するため、次の公益目的事業を行う。

- (1) 地域の社会、経済、文化等の調査研究を行ない、地域のことを正しく理解するための情報の発信
- (2) 地域の社会、経済、文化等の改善及び振興に関する啓発
- (3) 地域社会に於ける社会奉仕及び青少年の健全育成に関する啓発
- (4) 地域社会における暮らしやすいまちづくりのために必要な情報の発信
- (5) 前各号に掲げるもののほか、本会の公益目的の達成に必要な事業

2 前項に定めるほか、公益目的事業の推進に資するため必要に応じ次の事業を行う。

- (1) 会員に対し指導力啓発の知識及び教養の習得と向上並びに能力の開発を促進する事業
- (2) 社団法人日本青年会議所、国際青年会議所その他の国内及び国外の諸団体との連携、相互理解、親善に関する事業
- (3) その他前各号に掲げるもののほか、本会の公益目的の達成に必要な事業

3 前2項の事業は、茨城県神栖市、鹿嶋市及びその周辺において行うものとする。

第2章 会員

(会員の種類)

第6条 本会の会員は、次の4種類とする。

- (1) 正会員 神栖市、鹿嶋市に住所又は勤務先を有する20歳以上40歳未満の者で、理事会において入会を承認された者をいう。ただし、事業年度中に40歳に達した場合は、その事業年度の終了まで正

会員としての資格を有する。なお、既に他の青年会議所の正会員である者は、本会議所の正会員になることはできない。

(2) 特別会員 第11条第1号に規定により正会員の資格を喪失した者で、所定の申込書を理事長に提出し理事会で承認された者をいう。ただし、この定款の施行前に既に特別会員の資格を有している者は、この限りではない。

(3) 名誉会員 本会に功労のある者で、理事会の決議を経て推薦された者をいう。

(4) 賛助会員 本会の目的に賛同し、その発展を助成しようとする個人又は法人その他の団体で、理事会において入会を承認された者をいう。

2 正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号、以下「一般社団・財団法人法」という。）に規定する社員とする。

(入会)

第7条 正会員になろうとする者は、所定の申込書を理事長に提出し、理事会の承認を得なければならない。

(経費の負担)

第8条 この法人の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、正会員（名誉会員を除く）は入会時に、社員総会の決議を経て別に定める入会金を納入するほか、正会員、特別会員及び賛助会員は、社員総会の決議を経て別に定めるところに基づいて、毎年、会費を支払う義務を負う。

(任意退会)

第9条 会員は、退会しようとする時は、任意にいつでも所定の退会願を理事長に提出し退会することができる。

2 前項の退会をもって、一般社団・財団法人法上の退社とする。

(除名)

第10条 会員が次の号の一に該当する時は、社員総会の決議により、これを除名することができる。

(1) 本会の名誉を毀損し、又は目的遂行に反する行為をしたとき。

(2) 本会の秩序を乱す行為をしたとき。

(3) 正当な理由がなく会費納入義務を1年以上履行しないとき。

(4) 例会及び委員会に対する出席義務を履行しないとき。

2 前項の規定により会員を除名しようとするときは、当該社員総会の日から一週間前までに当該会員に通知し、かつ社員総会で弁明の機会を与えなければならない。

3 理事長は、会員を除名したときは、除名した会員に対しその旨を通知しなければならない。

(会員資格の喪失)

第11条 前2条のほか、本会の会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を失う。

(1) 正会員が満40歳に達した年度が終了したとき。但し、理事である者は、その理事である期間が満了したときに、直前理事長である者は、その直前理事長である期間が満了したときに正会員資格を失う。

(2) 本会を解散したとき。

- (3) 死亡又は解散したとき。
- (4) 成年後見の開始があったとき。
- (5) 正会員全員が同意したとき。

第3章 役員

(役員の種類及び数)

第12条 本会に次の役員を置く。

- (1) 理事 3名以上24名以内
 - (2) 監事 2名以上 3名以内
- 2 理事のうち、1名を理事長とする。
- 3 前項の理事長をもって一般社団・財団法人法上の代表理事とし、副理事長、専務理事をもって、同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。
- 4 本会議所の役員は、正会員でなければならない。ただし、監事はこの限りではない。

(役員を選任)

- 第13条 理事及び監事は、役員選出総会の決議によって選任する。ただし、理事候補者、監事候補者の選定にあたっては、総会の決議により別に定める役員選出規程による。
- 2 理事会は、理事長を選定及び解職する。この場合において、理事会は社員総会の決議により理事長候補者を選出し、理事会において当該候補者を選定する方法によることができる。
- 3 理事会はその決議により、理事の中から専務理事を1名、副理事長を2名以上5名以内、副専務理事を1名選任することができる。

(理事の職務及び権限)

- 第14条 理事は理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。
- 2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、本会を代表し、その業務を執行する。
- 3 副理事長は、理事長の職務執行を補佐する。
- 4 専務理事は、理事長及び副理事長の職務執行を補佐して、本会議所の常務を掌理する。
- 5 副専務理事は、専務理事の職務執行を補佐する。

(監事の職務及び権限)

- 第15条 監事は、次に掲げる職務を行う。
- (1) 理事の職務執行を監査すること。
 - (2) 本会の業務並びに財産の状況を監査すること。
 - (3) 理事会に出席し意見を述べること。
 - (4) その他一般社団・財団法人法に定める職務を行うこと。

(役員任期)

第16条 理事の任期は、補欠として選任された者を除き、選任された翌年の1月1日に就任し、その年の

- 1 2月31日に任期が満了する。
- 2 監事の任期は、補欠として選任された者を除き、選任された翌年の1月1日に就任し、選任された翌々年の12月31日に任期が満了する。
- 3 前項の規定にかかわらず、任期の満了前に退任した理事又は監事の補欠として選任した理事又は監事の任期については、それぞれ退任した理事又は監事の任期の満了のときまでとする。
- 4 理事又は監事は、第12条第1項に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事として権利義務を有する。

(役員解任)

第17条 理事及び監事は、社員総会の決議により、解任することができる。

(報酬)

第18条 本会の役員は無報酬とする。

(直前理事長)

第19条 本会は任意の機関として直前理事長を置く。

- 2 直前理事長は理事長の前任者をもって充てる。
- 3 直前理事長は理事会に出席し、理事会から意見を求められたとき必要な助言をする。

(顧問)

第20条 本会は任意の機関として、顧問を置くことができる。

- 2 顧問は、正会員の中から理事会の承認により理事長がこれを委嘱する。
- 3 顧問は理事会に出席し、理事会から意見を求められたとき必要な助言をする。

第4章 社員総会

(総会の構成)

第21条 本会議所の総会は、正会員をもって構成する。

(総会の種類)

第22条 本会議所の総会は、定時総会、役員選出総会及び臨時総会の3種類とする。

- 2 前項の定時総会をもって一般社団・財団法人法上の社員総会とする。

(総会の開催)

第23条 定時総会は、毎年度2月に1回開催する。

- 2 役員選出総会は、毎年度11月に1回開催する。
- 3 臨時総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

(1) 理事長が必要と認めたとき

(2) 総議決権の5分の1以上を有する正会員から、会議の目的たる事項及び招集の理由を記載した書面

により開催の請求が理事会にあったとき
(3) 理事会が必要である旨議決したとき

(総会の権限)

第24条 総会は、次の事項について決議する。

- (1) 社員の除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 貸借対照表及び損益計算書並びにこれらの附属明細書の承認
- (4) 定款の変更
- (5) 解散及び残余財産の処分
- (6) 不可欠特定財産の処分の承認
- (7) その他社員総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(招集)

第25条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

- 2 正会員の議決権の5分の1以上の議決権を有する正会員は、理事長に対し、総会の目的である事項及び召集の理由を示して、総会の招集を請求することができる。

(議長)

第26条 社員総会の議長は、その総会において、出席正会員のうちから選任する。

(議決権)

第27条 正会員は、社員総会において各1個の議決権を有する。

(社員総会の決議)

第28条 社員総会の決議は、出席正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した当該正会員の議決権の過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、正会員の半数以上であって、正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。
 - (1) 会員の除名
 - (2) 監事の解任
 - (3) 定款の変更
 - (4) 解散
 - (5) 不可欠特定財産の処分
 - (6) その他法令で定められた事項

(議決権の代理行使)

第29条 正会員はやむを得ない理由により社員総会に出席できない時は、委任状その他の代理権を証明する書面を本会に提出して、他の正会員を代理人として代理人にその議決権を代理行使させることができる。

2 前項の場合において、第26条の規定の適用については社員総会に出席したものとみなす。

(書面による議決権行使)

第30条 社員総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面を本会に提出することにより議決権を行使することができる。この場合において、当該議決権の数は、出席した社員の議決権の数に参入する。

(議事録)

第31条 社員総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 社員総会が開催された日時及び場所(当該場所に存しない理事、監事又は社員が社員総会に出席した場合における当該出席の方法を含む。)

(2) 社員総会の議事の経過の要領及びその結果

(3) 次に掲げる規定により社員総会において述べられた意見又は発言があるときは、その意見又は発言の内容の概要

イ 一般社団・財団法人法第74条第1項

ロ 一般社団・財団法人法第74条第2項

ハ 一般社団・財団法人法第102条

ニ 一般社団・財団法人法第105条第3項

(4) 社員総会に出席した理事、監事の氏名又は名称

(5) 社員総会の議長の氏名

(6) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

2 議事録には、議長及び出席した正会員の中からその総会において選出された議事録署名人2名以上が署名押印しなければならない。

第5章 理事会

(理事会の設置)

第32条 本会に理事会を設置する。

2 理事会は、すべての理事で構成する。

3 監事は、理事会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べなければならない。

(理事会の権限)

第33条 理事会は、本定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。

(1) この法人の業務の執行の決定

(2) 理事の職務の執行の監督

(3) 理事長及び業務執行理事の選任及び解職

(4) 規則の制定、変更及び廃止に関する事項

2 理事会は次に掲げる事項その他の重要な業務執行の決定を、理事に委任することができない。

(1) 重要な財産の処分及び譲受け

- (2) 多額の借財
- (3) 重要な使用人の選任及び解任
- (4) 従たる事務所その他重要な組織の設置、変更及び廃止
- (5) 内部管理体制の整備

(理事会の招集)

第34条 理事会は理事長が招集する。

2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(理事会の議長)

第35条 理事会の議長は、理事長もしくは理事長が指名した者がこれに当たる。

(理事会の定足数)

第36条 理事会は、議決について特別の利害関係を有する理事を除く理事の3分の2以上の出席がなければ開会することができない。

(理事会の決議)

第37条 理事会の決議は、出席理事の過半数をもってこれを行う。

2 前項の規定にかかわらず、一般社団・財団法人法第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第38条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 理事会が開催された日時及び場所（当該場所に存しない理事、監事が理事会に出席した場合における当該出席の方法を含む。）

(2) 理事会が次に掲げるいずれかのものに該当するときは、その旨

イ 一般社団・財団法人法第93条第2項の規定による理事の請求を受けて招集されたもの

ロ 一般社団・財団法人法第93条第3項の規定により理事が招集したもの

ハ 一般社団・財団法人法第101条第2項の規定による監事の請求を受けて招集されたもの

ニ 一般社団・財団法人法第101条第3項の規定により監事が招集したもの

(3) 理事会の議事の経過の要領及びその結果

(4) 決議を要する事項について特別の利害関係を有する理事があるときは、当該理事の氏名

(5) 次に掲げるいずれかにより理事会において述べられた意見又は発言があるときは、その意見又は発言の内容の概要

イ 一般社団・財団法人法第84条第1項各号の取引をした理事が、当該取引後、遅滞なく、当該取引について行う重要な事実の報告

ロ 監事が、理事が不正の行為をし、若しくは当該行為をするおそれがあると認めるとき、又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは不当な事実があると認めるとき、遅滞なく行う監事による報告

ハ 監事が、理事会に出席し、必要があると認めて述べる意見

(6) 理事会に出席した理事、監事の氏名

(7) 理事会の議長の氏名

(8) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

2 議事録には、理事長及び監事は署名押印しなければならない。

第6章 例会及び委員会

(例会)

第39条 本会の目的を達成するための事業として、毎月1回以上の例会を開く。

2 正会員は、例会への出席義務を負う。

3 例会運営に関する必要な事項は、理事会の決議により定める。

4 例会は本会が理事会の決議に基づいて行い、何らの議決権を有さない任意の機関である。

(委員会・会議体の設置)

第40条 本会は、理事会で決定された方針に基づき、その目的達成に必要な事項を調査し、研究し審議し又は実施する為に委員会又は会議体（以下「委員会等」という）を設置する。

(委員会・会議体の構成)

第41条 委員会等は、委員長（会議体の場合は議長、以下「委員長等」という）を1名、副委員長（会議体の場合は副議長、以下「副委員長等」という）及び委員若干名をもって構成する。

2 委員長等は、専務理事及び副理事長以外の理事の中から理事長が理事会の承認を得て任命し、副委員長等及び委員は、正会員の中から委員長等が理事会の承認を得て任命する。

3 正会員は、理事長・直前理事長・副理事長・専務理事・監事・顧問を除き、全員いずれかの委員会等、事務局並びに財政局に所属するものとする。

(委員会等の運営)

第42条 本定款に別に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、理事会において定める。

第7章 財産及び会計

(財産の管理・運用)

第43条 本会の財産の管理・運用は、理事長が行うものとし、その方法は、理事会において別に定める。

(事業年度)

第44条 本会の事業年度は、毎年1月1日に始まり、12月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第45条 本会の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、各

事業年度の開始の日の前日までに理事長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

- 2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第46条 本会の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、通常総会に提出し、第1号及び第2号の書類についてはその内容を報告し、第3号から第6号までの書類については承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告書
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
- (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
- (6) 財産目録

- 2 前項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款、正会員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 理事及び監事の名簿
- (3) 理事及び監事の報酬等の支給の基準を記載した書類
- (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

(公益目的取得財産残額の算定)

第47条 理事長は公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第2項第4項の書類に記載するものとする。

第8章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第48条 この定款は、社員総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第49条 本会は、社員総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(公益認定の取消し等に伴う贈与)

第50条 本会が公益認定の取消しの処分を受けた場合、又は合併により消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。）には、社員総会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消の日又は当該合併の日から1ヵ月以内に、公益社団法人及び公益財

団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(剰余金の処分制限)

第51条 本会は、正会員その他の者に対し、剰余金の分配をすることはできない。

2 正会員その他に剰余金の分配をする社員総会の決議は無効とする。

(残余財産の帰属)

第52条 本会が解散等により清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第9章 公告の方法及び個人情報の保護

(公告)

第53条 本会の公告は、電子公告による。

2 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合は、茨城県において発行するいばらき新聞に掲載する方法による。

(個人情報の保護)

第54条 本会は、業務上知り得た個人情報の保護に万全を期するものとする。

2 個人情報の保護に関する必要な事項は、理事会において別に定める。

第10章 事務局及び財政局

(事務局)

第55条 本会は、その事務を処理する為に、事務局を設置する。

2 事務局には、事務局長1人、その他必要な職員を置くことができる。

3 事務局長は、理事長の命を受け事務局を統括する。

4 事務局長は、理事の中から、理事会で選任する。

5 前各号に定めるもののほか、事務局に関し必要な事項は理事会において別に定める。

(財政局)

第56条 本会は、その財政を管理する為に、財政局を設置する。

2 財政局には、財政局長1人、その他必要な職員を置くことができる。

3 財政局長は、理事長の命を受け財政局を統括する。

4 財政局長は、理事の中から、理事会で選任する。

5 前各号に定めるもののほか、財政局に関し必要な事項は理事会において別に定める。

附則

1. この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。
2. 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条1項に定める特例民法法人の解散の登記と、公益法人の設立の登記を行ったときは、第54条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
3. 本会の最初の代表理事は田山雅一とする。